**○国土交通省告示第千二百三十一号**

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月二十日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十日　国土交通大臣　前原　誠司

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|---|---|---|
| 東九州自動車道 | 西都市大字岡富字蔵之向七四二番四七から同市大字黒生野字蔵向一三〇番一まで | 平成二十一年十一月二十二日九時 |

**○国土交通省告示第千二百三十二号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第三項の規定により、都市計画事業の承認をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十一年十一月二十日　国土交通大臣　前原　誠司

一　施行者の名称　国土交通大臣

二　都市計画事業の種類及び名称　松山広域都市計画道路事業一・四・一号自動車専用松山外環状線

三　事業施行期間　自平成二十一年十一月二十日至平成二十九年八月三十一日

四　事業地

収用の部分　愛媛県松山市北土居町、北井門二丁目、北井門四丁目、北井門五丁目、井門町、古川南三丁目、古川西三丁目、市坪南三丁目、市坪西町、出合、余戸南一丁目、余戸南二丁目、余戸南三丁目、余戸南四丁目、余戸南五丁目、余戸西一丁目、余戸西二丁目、余戸西三丁目、余戸西四丁目、東垣生町、久保田町、南吉田町、高岡町及び北吉田町地内

使用の部分　愛媛県松山市市坪西町地内

五　収用の手続が保留される事業地　愛媛県松山市余戸南二丁目、余戸南三丁目、余戸南四丁目、余戸南五丁目、余戸西一丁目、余戸西二丁目、余戸西三丁目、余戸西四丁目、東垣生町、久保田町、南吉田町、高岡町及び北吉田町地内

**○国土交通省告示第千二百三十三号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第三項の規定により、都市計画事業の承認をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年十一月二十日　国土交通大臣　前原　誠司

一　施行者の名称　国土交通大臣

二　都市計画事業の種類及び名称　松山広域都市計画道路事業三・二・三号来住余戸線

三　事業施行期間　自平成二十一年十一月二十日至平成二十九年八月三十一日

四　事業地

収用の部分　愛媛県松山市北土居町、北井門二丁目、北井門四丁目、北井門五丁目、井門町、吉川南三丁目、市坪南三丁目、市坪西町、出合、余戸南一丁目及び余戸南二丁目地内

使用の部分　愛媛県松山市市坪西町地内

**○国土交通省告示第千二百三十四号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第三項の規定により、都市計画事業の承認をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の全部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十一年十一月二十日　国土交通大臣　前原　誠司

一　施行者の名称　国土交通大臣

二　都市計画事業の種類及び名称　松山広域都市計画道路事業三・四・五十六号余戸北吉田線

三　事業施行期間　自平成二十一年十一月二十日至平成二十九年八月三十一日

四　事業地

収用の部分　愛媛県松山市余戸南三丁目及び余戸南四丁目地内

使用の部分　なし

五　収用の手続が保留される事業地　愛媛県松山市余戸南三丁目及び余戸南四丁目地内

**○関東地方整備局告示第三百二十四号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十日　関東地方整備局長　菊川　滋

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 四百六十八号 | 久喜市大字下早見字大谷一六〇三番一地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 関東地方整備局及び同局北首都国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十一年十一月二十日

**○北陸地方整備局告示第百四十一号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十日　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 南魚沼市竹俣字前田一八二番五から同市四十日字南原二八七九番一まで | 前 | BA 一三・六〇～一八・〇〇 | 五五・四〇メートル | 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| | 後 | BA 一三・六〇～一八・〇〇 | 四・八六六キロメートル<br>五五・四〇メートル<br>四九・〇〇 | |

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

**○北陸地方整備局告示第百四十二号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十日　北陸地方整備局長　前川　秀和

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 十七号 | 南魚沼市小栗山字長表三二五番五から同市小栗山字長表三二二番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十一年十一月二十日

**○北陸地方整備局告示第百四十三号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十日　北陸地方整備局長　前川　秀和